



テクノファNEWS

第5回監査実践研究会総会

マネジメントシステム

『 MS のブラッシュアップと充実・定着を進めよう』

去る12月3日、(株)テクノファ主催による「第5回監査実践研究会」が東京・虎ノ門パストラルにおいて、180名の参加を得て挙行された。審査員約2,800名、内部監査員約10,000名の卒業生を送り出している同社、平林代表取締役は「審査後のシステムの充実、効率化・定着化こそ重要」と訴え、更に新しい規格化の動きや変化への適切な対応を呼び掛けた。

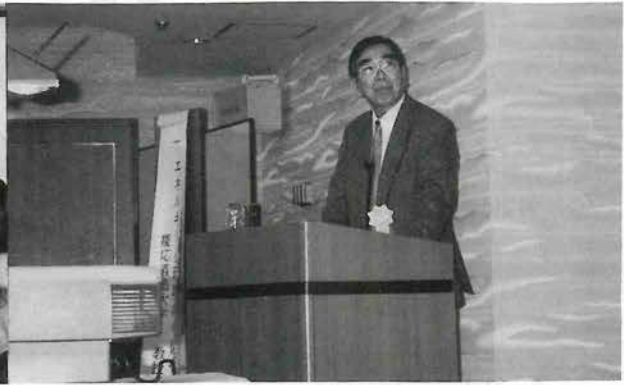
また講演・研究会報告後の懇親会では情報交換や旧交を暖める場面で賑わった。講演、報告の要旨は以下の通りである。



第五回監査実践研究会総会

目 次

第五回監査実践研究会総会[特集]	1-9
テクノファ受講生・OB会レポート	9
研修/養成コースのご案内	10



私と環境問題との付き合いはロークラブ発足時以来で約 30 年になる。今日は地球環境問題の現況、特に COP3、COP4、企業の動きについて話したい。(事務局注：COP=気候変動枠組み条約締約国会議) まず大筋について説明しよう。温暖化問題については、去年の COP3(京都)で数値目標の合意が得られた。最近 COP4(ヴェニス)が開催されたので、この一年間の動きを紹介する。

COP3(京都)はかなり喧伝されたが、実は多くの問題点を抱えている。第一は、旧ソ東欧圏を含め先進国が 2010 年迄に 5.2%低減する目標を決めたが、果たして達成できるかどうかという問題。第二の問題点は 2020 年過ぎには地球上の排出ガスの半分以上を出すと言われる開発途上国のコミットメントが取れていないこと。第三の問題は柔軟性措置という、国間でジョイントして展開する方法の詳細が未決定であること。第四は森林でガスを吸収させるという考えの詳細が詰まっていないこと。第五には新たに追加したメタンガスや亜酸化窒素の測定精度が低いという問題である。これは今回の COP4 で進展するものと期待したが、期待は外れた。ただ 2000 年末頃と思われる COP6 迄に解決しようというスケジュールが決まり、それでよしという受止め方もあるが、中身の決まらなかったことは大変不満である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 先進国目標 (平均△5.2%) の達成の可能性 「COP3 合意」の問題点 1)日本 2)米国 3)EU 2. 発展途上国のコミットメント未達成 3. 柔軟性措置の詳細未決定 4. 森林吸収の // 5. メタン、亜酸化窒素の排出推定精度の低さ |
|---|

先進国の状況について見てみよう。まず日本

は京都会議の以前から検討を進めており、今年度前半迄に低減計画を発表した。また長期計画での対策を論議し、この先数十年の間で CO₂ の回収処理という中間オプションも考慮している。では日本は大丈夫かというそうではない。後述する。

米国は何もしていないといった状況である。議会が途上国のコミットメントなしには批准しない姿勢で政府や初任務で出来る範囲である。CO₂ 回収にも冷淡であるが COP3 以降、予算は 4 倍に増やした。また米国産業界は温暖化防止の動きに疑念を持っており、具体的には動きがない。

ヨーロッパは早くから積極的であった。しかし明確な計画に従って進めていると言う国は殆どない。昨年未取りあえず EU 案を出し、当初目標の 15%を 8%に修正し国別の目標まで決定した。トリスの仕方についてはめぼしい案は見当たらない様であり、欧州のエネルギー関係者の進め方では 8%は危ないのではないかと思う。

発展途上国のコミットメント未達成は、今も解決していない。COP4 ではもめてしまい議題にすら上がらなかった。その後アルゼンチン、韓国が自主的決定を発言したが、全体にまで発展はしなかった。2010 年まで引きずるという見方もあり、となると米国の参加はないわけで大きな問題、焦点となろう。

先般の COP4 で注目されたのは柔軟性措置。先進国間または先進国と途上国の間で進める「共同実施(Joint Implementation)」及び「排出量取引(Emission Trading)」があるが、中身はまだ固まっていない。後者は特に経済学者が推奨、有効と言われるが、多くの問題を含んでいる。日本も米国(参加したとして)も目標達成は至難。とすればこれが抜け道になる。有力候補はロシア、ウクライナで経済衰退で既に 30%ダウンして

いるため、排出権取引量は 1~3 億トンともも言われる。3 億トンは日本の総量に匹敵する。環境 NGO の攻撃目標になっているが、金だけで済むなら救いとなるかもしれない。認否は未結論のままだが、Emission Trading は可能性が高いので、これが日、米、欧の企業努力を左右する点で重要である。

CDM は途上国に対する援助への見返りと言われるがどの範囲をいうのか、或いは CO₂ を減らせるなら原子力への資金援助も認めるのか、こういった議論もこれからである。COP3 で決まった「森林による CO₂ 吸収」も期待量は大きい、幼木や開拓とか、植林等の定義も明確でない。日本でも環境庁がワーキンググループを作って検討したことがある。学問と政治の妥協が難しいのである。最後に計測の難しさも課題である。COP3 で決めた内容にはこのような問題点が多く存在する。

CO₂ 排出安定化への重要施策

- (1) 産業別の行動計画の推進
- (2) トップランナー方式の採用
 - 1) 自動車燃費
 - 2) 家電品のエネルギー効率改善
- (3) 住宅/ビルの断熱化

→問題点：
・新規に限定
・国民の理解
協力が得られるか

日本の考え方は経済成長分 20%がエネルギー改善、低減分 6%は積上げ方式である。中身が詰まっていない為、達成できるか極めて疑問である。エネルギーの伸びは過去のデータによれば企業の絡んでいるものは低く、個人分は大きく伸びている。個人に企業並みの結果を期待するには手段、例えばライフスタイルを変更して、車から電車へといっ

た国民協力の類が入っていないなければならない。

CO₂ 排出安定化政府案の実現可能性

- A. 省エネルギー 70%(産業 100 民生 50 運輸 50)
 - B. 原発増設 50%
 - C. 新エネルギー増 数%
- ⇒2010 年目標に対して、11~12%位 over か

エネルギーの供給面での原子炉増設などの難しさを加味して推定すると 11~12%オーバーすると予測せざるをえない。政府案を達成するには思い切った税制上の規制とかメーカーに対する足かせで実効を上げることが重要だ。更には 100 年以ッで考える対策、開発研究や、長期的な施策(工場の、自動車等)への継続努力も重要な課題である。

最後に企業の動きを見よう。ドイツと日本の企業は懸命に取り組んでいる。ドイツは 2005 年に 25%削減、しかも第三者監査を受けるという。日本では「ゼロエミッション」の考えかたと「環境報告書」が目立つ。こうした流れこそ自主管理であり環境問題への姿勢として重要である。(完)

CO₂ 排出低減への政策、提言/茅 PROF.

1. 省エネルギー
 - 1) 市場メカニズム利用
燃費ベースの課税方式採用
 - 2) 規制方式
アイドリング/乗車人数規制
2. 供給面
 - 1) 石炭火力への規制
 - 2) 新エネルギー/原子力普及への抜本的対策(以下略)

講演「JABの最新動向」 (財)日本適合性認定協会 システム認定部長 長尾 雅男



まず、国際的な動きは図1の通りである。国内の状況は図2に示すが、ほぼ認定が終り頭打ちと考えられる。分野別では電気/電子が33%と多いが、最近建設の伸びが顕著となっている。

EMSについては図3の通りであるが、審査登録機関17の中には品質も併行するものを含む。研修機関は13で品質より多い。

【図1】 国際的な状況('97/12ISO 発表)

■品質システム審査登録:	211,000 件以上
■環境マネジメントシステム審査登録:	4,400 件
('98/10 エコロン'-発表	6,661 件)
■校正機関認定:	2,630 件
■試験所認定:	11,010 件
■検査機関認定:	2,500 件
■人の技量の認証機関認定:	268 件

【図2】 品質システム ('98/11)

■審査登録機関:	30
■研修機関:	10
■審査員評価登録機関:	1
■供給者: JAB 認定の審査登録証:	5,449
■全審査登録証(JAB'98/09):	7,769
■審査員(JRCAデータ 98/09):	3,386
LA 762, A 488, PA 2,136	
■QS-9000 審査登録機関:	3

環境の審査登録機関、研修機関、評価登録機関も大体収束したと思う。分野別供給者は電気関係が約 50%、建設はまだ、これからだと思う。

【図3】 環境マネジメントシステム ('98/11)

■審査登録機関:	17
■研修機関:	13
■審査員評価登録機関:	1
■事業者 JAB 認定の審査登録証(98/10):	819
■全審査登録証(環境管理規格審議委員会	
98/10)	1,320
■審査員(CEAR/JEIMAT'98/08):	1,743
LA 161, A 136, PA 1,446	

その他の認定については図4に示す。

以下、IAF 情報について述べる。

【図4】 「試験所の認定」

■ファクター (FQA) 試験所認定:	51
■電磁両立性(EMC)試験所認定:	1
■セメント試験所認定:	2
■高電圧試験、大電力試験、金属材料…化学組成・物理的特性試験、環境分析試験	
…以上の認定プログラム完成。申請OK。	
「人の技量の認証機関の認定」	
■溶接技術者・技能者 ■非破壊検査技術者・技能者 ■ガス圧接技能者	
…等技量の認証機関の認定プログラム完成。認定開始(1件)。	

代替審査方法のパイロットプロジェクト

11月から開始された。ISO9000の品質システムが安定している供給者に対して、サーベランス、更新審査の費用削減、内容の充実を図るのが目的である。一律ではなく、実績によって設計・適用となる。プロジェクトは4機関、5社が参加し現在研究中。来春試行の予定で、この結果をIAFに提案する(日、独、オランダ担当)。

品質の研修コース、IATCA基準に切替え

従来の資格にIATCA資格が追加され2本立てとなる。希望者はとればよい。但し研修コースはIATCAのみとなる。

その他のIAFの動きについて

JABはIAF,MLAグループの一員として調印した(17カ国16認定機関構成)。またIAFは法人化され登録された(IAF Inc.)。初代会長にはJAB大坪専務理事が推された。ISOの要請に沿ったBoard of Directorを構成し、QSARはその任をIAFに委ね解散する。

IAFは製品認証ガイドライン(ガイド65)作成中。IAFのWG-2は各認定機関相互評価手順見直し中。WG-3はQS-9000見直し、WG-4は認定機関を作ろうとしている国への支援を担当する。(完)

講演「OHS-MSの動向」

新聞によれば労働省はOHS-MSの動向を踏まえ、政令による告示の時期をにらみながらそのガイドラインづくりの準備に入ったようである。幾つかの認証機構が審査の試行や評価基準の作成に着手するなど、最近の動きが慌ただしい。

OHS-MSのISO規格化について、ISOのTMB

(株)テクノファ 代表取締役 平林 良人

(Technical Management Board)は1997年9月以降、時期尚早の意見が強く作業を中断していたが今年6月になってマネジメントシステムの総合的見直しという観点から、OHSについて各国の調査を行った。工業技術院からも、労働省による告示準備の動きや民間でのガイド、指針づくりが報告された模様。

「第五回監査実践研究会総会」懇親会のスナップ (i)



懇親会のスナップ・続き (ii)





ISO9000 の 2000 年規格のことは衆知の通りであるが、案の序文には品質、環境に加えて労働安全衛生、財務のマネジメントというくだりがある。即ち企業の根幹となるマネジメントシステムは全て包括的であるべきで、共通性も相当あるはずという考え方である。

最近初めての OHS-MS 審査員コースを実施したが私も同感である。包括的なマネジメントシステムと統合的な研修コースは重要である。認定制度改訂があるかわからないが時間配分等も含めて課題としたい。

資料にある通りテクノファは、品質、環境、安

全、財務の各要素を有機的に結ぶマネジメントシステムと、機能に固有、或いは異質なマネジメントを整理し、モジュール化して行こうと思っている。企業が社会に確たる地位を築く為に、外部にオープンで、審査員が保証し、SA(Social Accountability)に応えられるマネジメントシステムの確立、スペシャリストの養成ニーズが益々高まるであろう。

国内に OHS 規格を持つ国は 12~3 カ国あるがトップナは英国である。今回パリから講師を招聘して BS8800 と英国の動きについて話を聞いた。産業革命の国の法的整備は日本に 100 年先行している。1800 年代初めから始まった法整備は沢山出来過ぎて整合性が取れないほどになった為、かの「ベンスポート(答申書)により 1974 年、Health and Safety at Work Act 1974、一法に制定された。

1995 年英国は品質、環境、安全、財務を意識して BS8750(認証版)を制定したが、ISO クレームにより BS8800(ガイド版)に置換した。

日本の現況について、図 1 に示す。

【図 1】日本の労働安全衛生マネジメント規格の動き

- ◆労働省：平成 10 年 10 月労働安全衛生マネジメントシステムに対する考え方を発表
- ◆中央労働災害防止協会：「安全衛生マネジメントシステム」の評価制度
 - ：20 分野、61 項目、530 チェックポイント
 - ：書類審査、実地調査により事業所の安全衛生の現状水準を評価
- ◆自動車産業経営者連盟：安全衛生評価シート(OHS マニュアル)
 - 1、全般実施項目 0)初回状況確認 1)全社方針 2)事業所方針 3)組織化 4)計画 5)実行と運営 6)点検と是正 7)監査 8)マネジメントレビュー
 - 2、個別管理項目 9)設備管理 10)作業環境管理 11)化学物質管理 12)健康管理 13)協力企業
- ◆日本化学工業協会：レスポンスフルケガ活動：全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保
 - ：平成 10 年 2 月、労働安全衛生マネジメントシステム規格の指針
- ◆鉄鋼業の労働安全衛生管理指針：平成 10 年 8 月、日本鉄鋼連盟
 - ：マネジメントシステムの国際標準化
 - ：労働安全衛生面(OHS/MS)においても国際レベルで標準化

日本が来年 ILO 総会で発表する英訳資料は BS8800 とよく整合、従来のヒヤリハット、KY の現場主体と異質ではないが、マネジメントシステムとして経営の仕組みに取入れていく姿勢が見える。

中災防は「結果」も含めて評価。また自経連の「OHS マニュアル」は BS8800 にピッチリ整合する。

日化協独自のマネジメントシステム規格の指針の考え方は

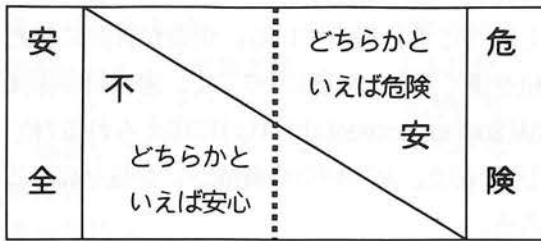
BS8800 と合致している。

鉄鋼連盟の労働安全衛生管理システム指針は OHS/MS による基盤強化の目的で約 5 頁。

日本では産業界、役所で動きが高まり、欧州では第三者審査が始まっている。

最後にテクノファの OHS/MS 審査員コースについて少し説明する。

「安全と危険」



「暴 露」×「危 険 源」=「危 険」
(EXPOSURE) (HAZARD) (DANGER)

の分析がリスクアセスメントのポイントである。これが無災害職場づくりに貢献するという BS 8800 の考え方がモジュール A の核となっている。リスクアセスメントは安全と危険の間にある不安という状態がどこに位置するか分析して、もっと安全側に移行すること、さらに

リスクの3構成要因

- ①DANGER/危険な状態
- ②HAZARD/危険源、障害
- ③EXPOSURE/暴露、確率

定量化することを狙う。また後半のモジュール B は品質、環境との整合性ある内容に考慮する。

英国ではすでに 100 件に近い審査が BS に整合する各機関独自の規格で実施されている(DNV, SGS, LOID, BSI一部他)。ISO は'99年1月に規格化を討議する。2月には TMB の結論も聞かれるであろう。
(完)

発表「品質研究会の活動状況」

監査実践研究会品質研究会 座長 安藤 黎二郎

ISO9000 に関する条文の解釈、監査中の疑義や問題点等について Q&A の形でまとめてきた。タイミングとして、98 改訂版 JIS の見直しも含めた為遅れたが、近々出版の運びとなった。乞うご期待。

今年は「文書管理と品質システム」、「内部監査とマネジメントレビュー」の 2 分科会に分かれ研究を重ねてきた。

文書管理では手順書の管理ポイント、

9 テーマに絞り込み各自案を提出。今後、出されている問題や疑問、約 100 項目を 9 テーマに当てはめ解決をはかる。出来れば今後活用出来る参考書としてまとめたい。

また内部監査についてはブラッシュアップ、レベルアップの為の問題点・課題の抽出と改善策の検討を進め



た。今日は「中間報告」として監査に取り組む心構えとも言えるべき『宣言文 1』並びに『宣言文 2』の紹介をしたい。これは実際に使用されている例に共鳴し、メンバーで一般用にアレンジしたものである。
(完)

【宣言文 1】

「監査の基本姿勢」

1. 監査は、品質システムを評価するもので、人を評価するものではありません。
2. 監査は、論争が目的ではない。手順の追加が目的ではない。指摘による業務を増やすことが目的ではない。
3. 監査は、品質システム、品質管理の仕組みの改善に役立つものです。
4. 監査は、問題点を見つけ、改善策や解決策を考えるための第一歩です。
5. 監査は、お互いに You!ではなく、We!、Our!の姿勢でやるのが大切です。

【宣言文2】

「内部監査実施八箇条」

- 1 私たちは、お客様に信頼され、満足していただくため、品質の良い製品を、お客様にお渡しします。
- 2 私たちの製品の品質は、私たち、全部門、全従業員の仕事の品質の結果です。
- 3 私たちは、全ての仕事の品質をあるべき姿に維持し、必要に応じ、継続改善を進めるための品質システムを構築し維持します。
- 4 内部品質監査に当っては、監査する人も、監査を受ける人も、お互いに、品質システムのあるべき姿を追求し、現状の真の姿の継続的改善を進めます。
- 5 内部品質監査に当っては、お互いの立場を尊重し、かつ、対等な立場で質疑します。
- 6 私たちは、発見され、指摘された不適合の効果的な是正に最善を尽くすことを約束します。
- 7 内部品質監査の結果は、経営トップに報告し、問題の早期解決に必要な経営資源の確保をお願いし、経営トップによるレビューを受けます。
- 8 私たちは、内部品質監査を有効的に実施し、私たちの品質システムをあるべき姿に維持し、品質の良い製品を、お客様にお渡しします。

以上を監査側及び被監査側は確認する。

年 月 日

被監査部門

監査責任者

○○部門

○○部門長

署名

△△

署名

発表「環境研究会の活動状況」 監査実践研究会環境研究会 平林 良人(座長欠席で代行)

環境研究会は、情報と知識を蓄積のため講師を招聘して講話を聞きながら進めてきた。例えばEMS事例、環境保全条例、LCA「グリーン調達」、ゼロエミッションとRDF、等々である('98/11迄、通算27回実施)。

昨今「環境報告書」が脚光を浴び、情報や具体的数値の開示が課題となってきた。これは一般者から学識者、環境団体、自治体等に対するコミュニケーションとして定着化し、公開の仕方は任意とはいえ取組み姿勢を問われるもの、イメージ向上に繋がるもの

のともなっている。

認証取得した後の中身の充実、「CO₂量の低減」や「廃棄物の削減」など具体的目標値の設定、情報開示の責務など社会の変化、要求に敏であり続けなくてはならない。特にオープン化は欧州が進んでいるが世界の趨勢と言わざるを得ない。

今後も多角的に情報を貰って吸収していく姿勢で続けていきたい。(完)

テクノファ受講生・OB会レポート

T-2 (ISO9000 審査員研修コース) 第73回生が東京・プライオ本郷に集まり、研究会を実施しました(写真)。

15名が参加した研究会では内部審査の具体的なやり方などを報告した後、現場での悩みや意見交換などが活発に行われました。大阪から参加した久米廣信氏は「同級生どうし、刺激し合えてよかった。これだけの人数が同じ時間に同じ場所に集まるのは大変なこと。幹事はじめ皆さんの協力があったからでしょう。今後も継続させたい。」と語っています。

